

2022年2月吉日

## 当社のIATF16949自動車産業品質マネジメントシステム規格への対応について

リオンサービスセンター株式会社  
エンジニアリングビジネスユニット  
品質管理室

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。当社のIATF16949自動車産業品質マネジメントシステム規格への対応についてご案内致します。  
敬具

### 記

当社は、IATF16949 : 2016 7.1.5.2 外部試験所 に記載された要求事項を満たした校正サービスを提供しています。

#### ・JCSS校正

当社エンジニアリングビジネスユニットはJCSS認定事業者です。認定適用範囲の対象製品は外部試験所の要求事項を満たしています。

#### ・IEC定期試験

当社エンジニアリングビジネスユニットはASNITE認定事業者です。認定適用範囲の対象製品は外部試験所の要求事項を満たしています。

#### ・メーカー校正（製造業者による校正サービス）

ISO/IEC 17025認定校正となるJCSS校正、IEC定期試験対象外の製品は、機器の製造業者として”7.1.5.3.1 内部試験所” の要求事項満たしています。

各認定証、校正証明書サンプルは当社コーポレートサイトからダウンロードいただけます。

## JCSS 対応製品

- ・サウンドレベルメータ（精密騒音計／普通騒音計）  
NL-42、NL-42A、NL-52、NL-52A、NL-62、NL-62A、NL-20、NL-21、NL-22、NL-31、NL-32、NL-26、NL-27、NA-28、NA-42S
- ・計測用マイクロホン(1/2 インチコンデンサマイクロホン・1/2 インチエレクトレットマイクロホン)  
UC-30、UC-31、UC-52、UC-53、UC-53A、UC-57、UC-59
- ・音響校正器（ピストンホン）  
NC-72、NC-72A、NC-72B、NC-74、NC-75
- ・標準圧電式加速度ピックアップ  
PV-03
- ・圧電式加速度ピックアップ  
PV-85、PV-86、PV-90H

※JCSS 校正を実施する JCSS 校正事業者は、音響校正器（NC-72、NC-72A、NC-72B、NC-74、NC-75）の場合はリオンサービスセンター株式会社 エンジニアリングビジネスユニット、その他の場合はリオン株式会社 品質保証課になります。

リオン株式会社 品質保証課は、「音響・超音波」「振動加速度」の区分の国際 MRA（相互承認）対応 JCSS 認定事業者（認定番号 JCSS0197）です。

## IEC 定期試験対応製品

- ・サウンドレベルメータ（精密騒音計／普通騒音計）  
NL-42、NL-42A、NL-52、NL-52A、NL-62、NL-62A、NL-27、NA-28
- ・音響校正器（ピストンホン）  
NC-72A、NC-72B、NC-74、NC-75
- ・適用規格

サウンドレベルメータ： IEC 61672 3:2013 JIS C 1509 3 :2019

音響校正器： IEC 60942:2017 Annex B 、 JIS C 1515 :2020 附属書 B

音響校正器： IEC 60942:2003 Annex B 、 JIS C 1515 :2004 附属書 B

## メーカー校正（製造業者による校正サービス）

- ・ISO/IEC 17025 認定校正対象製品以外の製品はリオングループの品質マネジメントシステムに従った校正サービスを提供しており、機器の製造業者として ”7.1.5.3.1 内部試験所” の要求事項 a)～f) を下記表 1 の取り組みにより満たしています。

表 1. IATF 16949 : 2016 篠条 7.1.5.3 試験所要求事項 と当社の対応

要求事項	当社の対応	関連する当社の規定類	
組織内部の試験所施設は、要求される検査、試験又は校正サービスを実行する能力を含む、定められた適用範囲をもたなければならない。	校正サービスを行う部門は、各種規定等で校正サービスを行う製品の適用範囲を定め、その規定に示す校正能力を有しています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業標準管理規定</li> <li>・サービスマニュアル</li> <li>・業務マニュアル</li> </ul>	
a) 試験所の技術手順の適切性	校正サービスを行う部門は、校正サービスの管理及び実施に必要な要員、施設（環境条件）、設備、計量トレーサビリティ、方法の選定、検証及び妥当性確認、製品の取扱い等について規定等に定め運用しています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・品質教育管理規定</li> <li>・作業環境管理規定</li> <li>・設備管理規定</li> <li>・サービスマニュアル</li> <li>・品質記録管理規定</li> <li>・サービス業務規定</li> <li>・識別及びトレーサビリティ管理規定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・品質資格認定規定</li> <li>・計測器管理規定</li> <li>・作業標準管理規定</li> <li>・業務マニュアル</li> <li>・品質文書管理規定</li> </ul>
b) 試験所要員の力量	校正サービスを行う要員については、必要な力量を明確にしています。また、力量を確保するための教育・訓練を実施しています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・品質教育管理規定</li> <li>・教育・訓練に関する規定</li> <li>・校正実務者力量評価記録</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・品質資格認定規定</li> </ul>
c) 製品の試験	校正サービスの手順書等を定め実施しています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業標準管理規定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービスマニュアル</li> </ul>
d) 該当するプロセス規格( ASTM、ENなどのような)にトレーサブルな形で、これらのサービスを正確に実行する能力。国家標準又は国際標準が存在しない場合、組織は、測定システムの能力を検証する手法を定めて実施しなければならない。	該当するプロセス規格(JIS、ISO、IEC 規格等)にトレーサブルな形で規格を定め、校正サービスを実施しています。国家標準又は国際標準が存在しない場合、測定システムの能力を検証する手法を定め、校正サービスを実施しています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業標準管理規定</li> <li>・サービスマニュアル</li> </ul>	
e) もしあれば、顧客要求事項	お客様のご要望の内容を確認し、校正サービスの対応を検討します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス業務規程</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・顧客関連プロセス管理規定</li> </ul>
f) 関係する記録のレビュー	校正サービス書類は、発行前に責任者が妥当であることを確認し承認しています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・品質記録管理規定</li> <li>・業務マニュアル</li> </ul>	

## 表1の補足

### a) 試験所の技術手順の適切性

＜校正サービスの管理及び実施に必要な要員＞

校正サービスの管理及び実施をする要員は下記の規定により、力量を明確にしています。

- ・品質教育管理規定
- ・品質資格認定規定

＜施設(環境条件)＞

校正場所の環境条件及び維持管理については、下記の規定に基準、手順等を定め実施しています。

- ・作業環境管理規定
- ・サービススマニュアル

＜設備＞

校正を行うための設備は下記の規定に手順等を定め管理を行っています。

- ・設備管理規定
- ・計測器管理規定
- ・サービススマニュアル

＜計量トレーサビリティ＞

校正に使用する計測器は校正周期を定め計画的に校正され、国家標準又は国際標準とトレーサビリティが確保されています。

管理においては計測器管理規定に従い実施しています。

＜方法の選定、検証及び妥当性確認＞

校正手順はサービススマニュアルに定めており、サービススマニュアルは作業標準管理規定に基づき作成されています。

検査、校正サービスの手順書及び関連文書類は下記の規定に基づき管理されております。

- ・品質文書管理規定
- ・品質記録管理規定
- ・業務マニュアル

作業の進捗管理及び承認は下記の規定に定め行っています。

- ・サービス業務規定
- ・業務マニュアル

＜製品の取扱い＞

検査、校正の状態の識別は下記の規定に手順を定め行っています。

- ・サービス業務規定
- ・作業標準管理規定
- ・識別及びトレーサビリティ管理規定

### b) 試験所要員の力量

校正サービスを行う要員は下記の規定により力量を明確にしています。

- ・品質教育管理規定
- ・品質資格認定規定
- ・校正実務者力量評価記録

教育訓練は下記の規定により実施しています。

- ・品質教育管理規定
- ・教育訓練に関する規定

以上